

重要事項説明書

令和8年6月1日

1 事業の目的および運営方針

- 1) 医療法人木南舎富田病院（以下、「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営の関する事項を定め、事業所は利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従い利用者が居宅において、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
- 2) 運営方針
 - ① 事業者は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、その利用者が可能な限り、居宅における能力に応じ、自立した日常生活を送れるように、支援・援助を行います。
 - ② 事業者は、サービスの実施に当たっては、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切かつ、効率的にサービスを提供します。

2 職員の職種、人員、職務内容

- 1) 医師 7名（常勤勤務富田病院、疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション 1 単位目、2 単位目と兼務 1 名（訪問リハ専任医）、常勤勤務富田病院、疾患別リハビリテーション専任 1 名、非常勤勤務富田病院と兼務 5 名）
 - 2) 理学療法士 4 名（常勤富田病院疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション 1 単位目、2 単位目と兼務 3 名、非常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション 2 単位目と兼務 1 名）
 - 3) 作業療法士 4 名（常勤富田病院疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション 1 単位目、2 単位目と兼務）
 - 4) 言語聴覚士 1 名（常勤富田病院疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション 1 単位目、2 単位目と兼務）
- 理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士
理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

3 営業日および営業時間・利用定員

- 1) 営業日 月曜日～土曜日
- 2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
（祝祭日ならびに 8 月 13 日～15 日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

4 1) 通常の連絡先は、下記のとおりとします。

営業時間 直通電話 0564-66-9006

2) 営業時間外及び緊急連絡先は、下記のとおりとします。

富田病院 電話 0564-48-2431

5 申込みからサービス提供までの流れ

- 1) 担当ケアマネジャーを通してお申込み下さい。
- 2) 担当者会議をいたします。
- 3) 契約を締結し、サービス提供の相談をいたします。
- 4) 担当ケアマネジャーから提供票が送付されます。
- 5) サービスを開始いたします。

6 利用料金

- 1) 利用者はサービスの対価として別紙に定める料金をもとに計算された当月毎の 合計金額を支払うこととします。
- 2) 事業者は、当月分利用額請求書を翌月初めに発行し、10日以降に利用者に提示することとします。
- 3) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行いたします。
- 4) 利用者の都合にてサービスを中止する場合は、事業者に対しサービス提供日当日の午前9時ま

でに通知をすることとします。

7 利用料金の変更

- 1) 事業者は、利用者に対して介護保険給付体系の変更または、介護保険サービス体系に変更があった場合料金を変更することができます。
- 2) 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金について説明いたします。
- 3) 利用者が料金の変更を承諾しない場合、この契約を解除することができます。

8 身体拘束の原則禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

9 虐待の防止のための指針

当事業所にて定めた高齢者虐待防止に関する指針に基づき適切な措置を講じることとします。

10 非常災害対策

当事業所にて定めた業務継続計画(BCP)に基づき適切な措置を講じることとします。

11 ハラスメント

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組み、必要に応じて適切な措置を講じることとします。

12 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は岡崎市とします。ただし当事業所より半径 10km 圏内といたします。

13 サービスに当たっての留意事項

- 1) サービス提供開始時間
交通渋滞や前後の利用者の都合等により、予定開始時刻が変更、またはやむを得ず中止することがあります。
- 2) サービスの変更
利用者の体調不良などにより予定していたサービスの提供が困難であると判断した場合、サービスを中止・変更することがあります。

14 非常災害対策

災害や悪天候などによりサービスの提供が困難と判断した場合は、サービスを中止することがあります。

15 運営に関する重要事項

苦情申し立て制度

- 1) 苦情者からの相談、また苦情に対応する窓口

連絡先 医療法人木南舎 富田病院

作業療法士 朝倉 紳介

富田病院 直通(0564-66-9006)

代表(0564-48-2431)

受付時間(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時30分

市町村苦情相談窓口

- ・岡崎市役所 介護保険課給付係 電話(0564-23-6682)
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 電話(052-971-4165)

- 2) 円滑かつ、迅速に苦情処理を行うための処理体制手順(医療安全委員会)を設置します。利用者からの苦情があった場合、管理者は直ちに委員会を招集し、その場で検討された適切な対応策をもって迅速に対応します。

16 緊急時の対応

- 1) 当事業所は、利用者に対しサービスを行っているときに利用者の症状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または指示医へ連絡し必要な措置を講じます。また各事業所担当者へ連絡いたします。
- 2) 万一事故などが発生した場合には、速やかに適切な対応を行います。

17 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は行っておりません。

本契約を締結するため、本書2通を作成し、当事業者と双方の署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

当事業者は、サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本契約書および本書面に基づいて重要事項・別紙に定める料金について説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 〒444-3505 岡崎市本宿町字南中町32番地
医療法人木南舎 富田病院

管理者 富田 裕

説明者

私は、本契約書及び本書面により、事業所からサービスについての重要事項と利用料金の説明を受けました。

利用者 住 所 〒 ー

.....

氏 名

署名代行人 住 所 〒 ー

.....

氏 名

代行する理由

続 柄